

蒲郡市消防手数料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市手数料条例（昭和29年蒲郡市条例第3号。以下「条例」という。）別表消防法（昭和23年法律第186号）関係の手数料の表1の項に掲げる事務に係る手数料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 条例第7条第1項に規定するその他特別の事情があると認められる者とは、地震、台風、水火災等により甚大な被害が発生し、市域若しくは区域に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合又はこれと同等以上の被害があると認められた場合において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 災害防御活動のため、指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う者
- (2) 蒲郡市地域防災計画等に定める広域物資拠点等で指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う者
- (3) その他市長が必要と認める者

(手数料の減免の手続)

第3条 市長は、条例第7条第1項の規定による手数料の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）に、消防手数料減免申請書（第1号様式）を提出させるものとする。

2 市長は、前項に規定する申請を承認し、又は承認しないときは、消防手数料減免承認・不承認決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(減免額)

第4条 条例第7条第1項による手数料の減免の額は、当該手数料の全額とする。

(雑則)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月18日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

消防手数料減免申請書

年 月 日	
蒲郡市長 様	
申請者	
住所 _____ (電話 _____)	
氏名 _____	
危険物の所有者、管理者又は占有者	住所 電話
	氏名
仮貯蔵・仮取扱いの場所	所在地 ・ 名称
申請等の種別	
納付すべき金額	
減免を受けようとする理由	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 申請等の種別の欄は、減免を受けようとする消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく申請書等の名称を記入してください。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

第2号様式（第3条関係）

消防手数料減免承認・不承認決定通知書

年 月 日

住 所
氏 名

様

蒲郡市長



年 月 日に申請のありました消防手数料の減免については、下記
のとおり 承認する 承認しない ことに決定したので、通知します。

記

- 1 所有者、管理者又は占有者の住所及び氏名
- 2 申請等の種類
- 3 納付すべき金額
- 4 減免をする金額
- 5 承認理由又は不承認理由